

(所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約に関する交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日署名された所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約(以下「条約」という。)及び同じく本日署名され、条約の不可分の一部を成す議定書に言及するとともに、次の提案を日本国政府に代わって行う光栄を有します。

1 条約第三条1(m)に関し、「年金基金又は年金計画」には、次の(a)及び(b)に規定するもの並びに条約の署名の日の後に成立した法律に基づいて設立される同一の又は実質的に類似するものを含むことが了解される。

(a) 日本国の次に掲げる法令の規定に従って実施される年金制度又は退職手当に関する共済制度により設立される年金基金又は年金計画

- (i) 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）
- (ii) 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）
- (iii) 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）
- (iv) 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号）
- (v) 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
- (vi) 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百二十五号）
- (vii) 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）
- (viii) 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）
- (ix) 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）
- (x) 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）
- (xi) 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）
- (xii) 小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百二号）
- (xiii) 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）

- (b) 英国の法令に基づいて設立される年金基金又は年金計画（千九百八十八年所得及び法人税法第十四部第一章の規定に基づき退職手当に関する制度として承認された雇用に関する仕組み（社会保障制度に基づくものを除く。））、同法第十四部第四章の規定に基づき承認された個人年金に関する計画及び二千四年財政法第四部の規定に基づき承認された計画）
- さらに、条約第三条1(m)の「年金基金又は年金計画」には、日本国については、投資基金又は投資信託の持分の全部が年金基金又は年金計画に所有されるものを含み、英国については、保険会社との契約に基づく年金基金又は年金計画及び持分証券の所有者の全部が年金基金又は年金計画とされるユニット・トラストを含むことが了解される。
- 2 条約第十条2及び3に関し、日本国については、配当の支払を受ける者が特定される日は、利得の分配に係る会計期間の終了の日であることが了解される。
- 3 条約第十条から第十二条までに関し、一方の締約国において設立された投資基金の受託者又は運用者は、これらの規定により認められる特典に係る請求を行うことができることが了解される。他方の締約国は、当該請求の全部又は一部を承認するに当たって当該他方の締約国が適当と認める条件を課することが

できる。両締約国の権限のある当局は、当該条件を課するに当たって生ずる困難を解決するために協議することができる。投資基金とは、日本国については、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第三項及び第二十八項に定義する投資信託及び外国投資信託、貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）第二条第一項に定義する貸付信託、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十一号に定義する合同運用信託並びに資産の流動化に関する法律（平成十年法律第九十五号）第二条第十三項に定義する特定目的信託を含む。

4 条約第十一条8及び第十二条4に関し、両締約国は、利子又は使用料を異なる種類の所得に変更することが認められないことが了解される。

5 条約第十三条3に関し、一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の発行した株式の譲渡によって取得する収益について、当該一方の締約国の居住者がその他の株式の譲渡によって取得する収益と同一の要件により租税が課される場合には、当該法人の発行した株式の譲渡によって取得する収益は、当該一方の締約国において租税が課されるものとされることが了解される。

さらに、法人の組織再編成において株式の譲渡から生ずる収益に対し一方の締約国の法令により課税の

繰延べが認められる場合（当該繰延べの対象となった収益の全部又は一部に相当する収益が、将来行われる譲渡又は組織再編成により免税となる場合を除く。）には、当該繰延べの対象となった収益は、当該一方の締約国において租税が課されるものとされることが了解される。

6 条約第十九条に関し、給付の支払をする者が一方の締約国外に所在する場合には、当該給付は、当該一方の締約国外から支払われる給付とされることが了解される。さらに、当該給付の支払をする者の実態を決定するに当たっては、適当とされる場合には、形式よりも実質が勘案されることが了解される。

本使は、前記の了解がグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府により受諾される場合には、この書簡及びその旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が条約の効力発生の際に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千六年二月二日にロンドンで

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国駐在  
日本国特命全権大使 野上義二

会計監 トーン・プリマロー閣下

(英国側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、訳文が次のとおりである本日付けの閣下の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府が前記の了解を受諾し得るものであることから、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が条約の効力発生の際に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千六年二月二日にロンドンで

会計監　ドーン・プリマローロ

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国駐在  
日本国特命全権大使　野上義二閣下